

9県議会における政治倫理に関する条例の構成一覧①(全体)

議会局調査部

県名	岩手県	宮城県	福井県	三重県	滋賀県	奈良県	鳥取県	広島県	長崎県
条例名	岩手県議会議員政治倫理条例	宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例	福井県議会議員の政治倫理に関する条例	三重県議会議員の政治倫理に関する条例	滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例	奈良県議会議員の政治倫理に関する条例	鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例	広島県議会議員の政治倫理に関する条例	長崎県議会議員の政治倫理に関する条例
施行日	H25.5.1	H12.4.1	H20.1.1	H18.12.26	H16.1.1	H16.7.1	H25.3.29	H19.10.11	H15.4.1
前文	あり	あり	なし	あり	あり	なし	あり	あり	なし
目的	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条
責務	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条
政治倫理規準	第3条 (行為規範)	第3条 (行為規範)	第3条	第3条	第3条	第3条 (行為規範)	第3条 (行為規範)	第3条 (行為規範)	第3条 (行為規範)
請負等に関する制限	—	—	第4条	—	—	第3条第1項第4号 ※行為規範の中に規定	第4条 (兼業の自粛)	—	—
審査の請求	第4条	第8条	第5条	第4条	第4条	第4条	第5条	第4条	第4条 (審査の諮問)
請求者	議員	議員	議員	議員	議員・県民	議員	議員	議員	議長・県民 ※議長が議運に審査を諮問
審査会の設置・運営	第5条・第6条	第9条	第6条・第7条	第5条・第6条	第5条・第6条	第5条・第6条	第6条～第10条	第5条・第6条	第5条 (審査委員会の運営等)
名称	岩手県議会議員政治倫理審査会	宮城県議会政治倫理審査会	福井県議会政治倫理審査会	三重県議会議員政治倫理審査会	滋賀県議会議員政治倫理審査会	奈良県議会政治倫理審査会	鳥取県議会政治倫理審査会	広島県議会政治倫理審査会	(議会運営委員会)
公開非公開規定	非公開	非公開	非公開	公開 ※審査が必要と認めるときは非公開可	—	非公開	非公開 ※被審査議員から請求があったときは公開	非公開	非公開
守秘義務規定	(第11条)	—	第7条第1項第9号	第6条第1項第12号	第6条第1項第5号	(第9条)	第6条第8項	第5条第7項	—
名誉回復規定	第6条第2項	—	第7条第2項	第6条第1項第6号	第6条第2項	—	(第11条)	第6条第2項	第5条第2項
措置例	議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等	(第11条)	議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等	陳謝の勧告、出席若しくは参加の自粛の勧告、役職辞任の勧告、議員辞職の勧告	条例の遵守、出席自粛、役職辞任または議員辞職の勧告、文書警告、陳謝その他の措置	—	戒告、陳謝、辞任の勧告、出席の停止、出席の自粛、議員辞職の勧告	条例の遵守、出席自粛、役職辞任又は議員辞職の勧告、文書警告、陳謝その他の措置	条例の遵守の勧告、文書警告、出席自粛、役職辞任勧告、陳謝、議員辞職勧告
その他	—	運営に係る有識者規定あり	議運に諮る	議運の議決	—	—	—	—	—
議長への報告	第7条	第10条 (審査結果の報告)	第8条	第7条	第7条	第7条 (審査の結果の報告)	第11条 (議長への報告及び名誉回復措置)	第7条 (審査の結果の報告)	第6条
審査の結果の通知及び公表	第8条	—	第9条	第8条	第8条 (審査の結果の通知)	—	第12条 (審査の結果の通知、公表等)	第8条 (審査の結果の通知)	—
意見書の提出及び公表	第9条	—	第10条	第9条	第9条 (意見書の提出)	—	第12条 (審査の結果の通知、公表等)	第9条 (意見書の提出及び公表)	—
措置	第10条	第11条 (辞職勧告等の措置)	第11条	第10条	第10条	第8条	第13条	第10条	第7条
措置者	議長	議長(議会に諮る)	議長	議長	議長	議長	議長	議長	議長
措置例	(第6条)	議員辞職勧告又はその他の措置	(第7条)	(第6条)	(第6条)	(審査会が必要と認める措置)	(第10条)	(第6条)	(第5条)
措置義務・できる	必要があると認めるとき	義務(議会に諮ることについて)	できる	できる	義務	できる	できる	義務	できる
公表義務	あり	なし	あり	あり	なし	なし	あり	あり	なし
その他	第11条 (守秘義務等)	—	—	—	第11条 (県民の理解と協力)	第9条 (守秘義務等)	—	—	第8条 (啓発活動)
委任	第12条 (補則)	第12条	第12条	第11条	第12条	第10条 (その他)	第14条	第11条	第9条
資産報告関係	—	第4条～第7条	—	—	—	—	—	—	—

※ 各県議会における政治倫理に関する条例(各県HP掲載)を基に作成

9県議会における政治倫理に関する条例の構成一覧②(行為規範、審査の請求、審査会の設置・運営)

議会局調査部

県名	岩手県	宮城県	福井県	三重県	滋賀県	奈良県	鳥取県	広島県	長崎県
条例名	岩手県議会議員政治倫理条例	宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例	福井県議会議員の政治倫理に関する条例	三重県議会議員の政治倫理に関する条例	滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例	奈良県議会議員の政治倫理に関する条例	鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例	広島県議会議員の政治倫理に関する条例	長崎県議会議員の政治倫理に関する条例
施行日	H22.5.1	H12.4.1	H20.1.1	H18.12.26	H16.1.1	H16.7.1	H25.3.29	H19.10.11	H15.4.1
政治倫理規準	第3条(行為規範)	第3条(行為規範)	第3条	第3条	第3条	第3条(行為規範)	第3条(行為規範)	第3条(行為規範)	第3条(行為規範)
不正疑惑行為の自粛	第1項第1号、第2号	第1項第1号～第3号	第1項第1号、第2号	第1項第1号、第3号	第1項第1号～第4号	第1項第1号	第1項第1号、第2号	第1項第1号	第1項第1号～第4号
地位利用の金品授受の禁止	第1項第4号	—	第1項第4号	第1項第5号	第1項第5号	第1項第5号	第1項第6号	第1項第2号	第1項第5号
請負等のあっせん禁止	第1項第3号	—	第1項第3号	第1項第4号	第1項第6号	第1項第3号	—	第1項第4号イ	第1項第6号
職員の仕事執行への不正介入の禁止	第1項第5号	第1項第4号	第1項第7号	第1項第7号	第1項第7号	第1項第2号	第1項第4号、第7号 ※第7号は公金支出請求の禁止	第1項第4号ロ	第1項第7号
職員の採用等の推薦禁止	—	—	—	—	第1項第8号	—	—	—	—
道義的批判のある企業献金の自粛	第1項第6号、第7号	—	第1項第5号、第6号	第1項第6号	第1項第9号	第1項第6号、第7号	第1項第8号、第9号	第1項第3号	第1項第9号
その他(ハラスメント、人権侵害行為の禁止など)	—	第1項第5号	—	第1項第2号	—	—	第1項第5号	—	第1項
その他(兼職自粛、議員等制限など)	第1項第8号	—	第4条	—	—	第1項第4号	第1項第3号、第4条	—	第1項第8号
事実説明の責任	第2項	第2項	—	—	第2項、第3項	第2項	第2項、第3項	第2項	第2項、第3項
審査の請求	第4条	第8条	第5条	第4条	第4条	第4条	第5条	第4条	第4条 (審査の諮問)
請求者	議員	議員	議員	議員	議員・県民	議員	議員	議員	議長・県民 ※議長が請願に審査を諮問
請求要件	議員定数の1/3以上 + 2以上の交渉会派	議員定数の1/2以上 ただし、1会派のみの請求では効力を生じない	議員定数の1/12以上	議員定数の1/12以上	議員定数の1/3以上 + 2会派以上	議員定数の1/8以上	議員定数の1/3以上 + 2以上の会派	議員定数の1/6以上 + 2以上の会派	議長が諮問 選挙権を有する県民の1/50以上
審査会の設置	第5条	第9条	第6条	第5条	第5条	第5条	第6条	第5条	— (議会運営委員会)
名称	岩手県議会議員政治倫理審査会	宮城県議会政治倫理審査会	福井県議会政治倫理審査会	三重県議会議員政治倫理審査会	滋賀県議会議員政治倫理審査会	奈良県議会政治倫理審査会	鳥取県議会政治倫理審査会	広島県議会政治倫理審査会	—
委員の定数	11人以内	15人以内	10人以内	11人以内	12人以内	11人以内	10人以内	12人以内	—
委員の構成	議員	議員	議員	議員	議員・学識経験者	議員	議員・弁護士・学識経験者	議員	—
任期	審査終了まで	—	審査終了まで	審査終了まで	—	審査終了まで	審査終了まで	審査終了まで	—
公開非公開規定	非公開	非公開	(第6条)	(第6条)	(第7条)	(第7条)	(第7条)	(第7条)	(第5条)
守秘義務規定	(第11条)	—	(第7条)	(第6条)	(第6条)	(第9条)	第8項	第7項	—
その他	—	運営に係る有識者規定あり	議運に諮る	議運の議決	—	—	—	—	—
審査会の運営	第6条	—	第7条	第6条	第6条	第6条(審査)	第7条(審査会の会議) 第8条(審査の方法) 第9条(意見の聴取等) 第10条(必要な措置の要求)	第6条(審査会の運営等)	第5条(審査委員会の運営等)
開催要件	委員の半数以上の出席 第1項第1号	—	委員の半数以上の出席 第1項第1号	委員の半数以上の出席 第1項第2号	—	—	委員の半数以上の出席 第7条第2項	委員の半数以上の出席 第1項第1号	議員4人以上(2会派以上)から 審査又は再審査申立て or 県民の審査申立て 第1項第1号
議決要件(原則)	委員長を除く出席委員の過半数 一可否同数は委員長の決 第1項第2号	—	委員長を除く出席委員の過半数 一可否同数は委員長の決 第1項第2号	委員長を除く出席委員の過半数 一可否同数は委員長の決 第1項第3号	—	—	委員長を除く出席委員の過半数 一可否同数は委員長の決 第7条第3項	委員長を除く出席委員の過半数 一可否同数は委員長の決 第1項第2号	—
議決要件(措置)	出席委員の2/3以上の賛成 第1項第3号	—	出席委員の2/3以上の賛成 第1項第3号	出席委員の2/3以上の賛成 第1項第4号、第5号	出席委員全員の合意 第1項第1号	—	出席委員の2/3以上の賛成 第10条	委員の2/3以上の者が出席 + その3/4以上の者の同意 第1項第3号	出席委員の合意 第1項第3号
議員・識者出席規定	議員、識者等 第1項第4号	—	議員、識者等 第1項第4号	議員、識者等 第1項第7号	議員等 第1項第2号	関係者、議員 第1項、第2項	議員その他関係人 第9条第1項	議員、識者等 第1項第4号	議員等 第1項第4号
出席義務規定	第1項第5号	—	第1項第5号	第1項第8号	第1項第3号	—	第9条第2項	第1項第5号	第1項第5号
弁明規定	口頭、文書 第1項第6号	—	口頭、文書 第1項第6号	口頭、文書 第1項第9号	審査会において弁明 第1項第4号	口頭、文書 第3項	口頭、文書 第9条第3項	口頭、文書 第1項第6号	審査会において弁明 第1項第6号
委員公平規定	—	—	—	第1項第10号	—	—	—	—	—
公開非公開規定	(第5条)	(第9条)	非公開 第1項第8号	公開 ※審査会が必要と認めるときは非公開可 第1項第11号	—	(第5条)	非公開 ※被審査議員から請求があったときは公開 第7条第4項 (第11条)	非公開 第1項第7号	非公開 第1項第2号
名誉回復規定	第2項 (第11条)	—	第2項 第1項第9号	第1項第12号	第2項 第1項第5号	—	第7条第5項	第2項 (第5条)	第2項
守秘義務規定	第3項	—	第3項	第3項	第3項	(第9条)	—	第3項	—
都度定める規定	—	—	—	—	—	—	委員会招集者、審査の方法	—	外部への発表等
その他	—	—	—	委員会招集者、傍聴、記録の作成	—	—	—	—	—

※ 各県議会における政治倫理に関する条例(各県HP掲載)を基に作成

9県議会における政治倫理に関する条例の構成一覧③(措置例)

議政局調査部

県名	岩手県	宮城県	福井県	三重県	滋賀県	奈良県	鳥取県	広島県	長崎県
条例名	岩手県議会議員 政治倫理条例	宮城県議会議員の 政治倫理の確立及び資産等 の公開に関する条例	福井県議会議員の 政治倫理に関する条例	三重県議会議員の 政治倫理に関する条例	滋賀県議会議員の 政治倫理に関する条例	奈良県議会議員の 政治倫理に関する条例	鳥取県議会議員の 政治倫理に関する条例	広島県議会議員の 政治倫理に関する条例	長崎県議会議員の 政治倫理に関する条例
施行日	H22.5.1	H12.4.1	H20.1.1	H18.12.26	H16.1.1	H16.7.1	H25.3.29	H19.10.11	H15.4.1
措置例									
条例遵守の勧告	—	—	—	—	第6条第1項第1号	—	—	第6条第1項第3号	第5条第1項第3号
出席停止の勧告	—	—	—	—	—	—	第10条第1項第4号 (～への出席の停止)	—	—
出席自粛の勧告	—	—	—	第6条第1項第5号 (出席若しくは参加の自 粛の勧告)	第6条第1項第1号	—	第10条第1項第5号 (一定期間の出席の自粛)	第6条第1項第3号	第5条第1項第3号
役職辞任の勧告	第6条第1項第3号	—	第7条第1項第3号	第6条第1項第5号	第6条第1項第1号	—	第10条第1項第3号 (～の辞任の勧告)	第6条第1項第3号	第5条第1項第3号
議員辞職の勧告	第6条第1項第3号	第11条	第7条第1項第3号	第6条第1項第5号	第6条第1項第1号	—	第10条第1項第6号	第6条第1項第3号	第5条第1項第3号
文書警告	—	—	—	—	第6条第1項第1号	—	—	第6条第1項第3号	第5条第1項第3号
全員協議会での陳謝	—	—	—	第6条第1項第4・5号 (全員協議会における陳 謝の勧告)	第6条第1項第1号	—	第10条第1項第2号 (全員協議会における陳謝)	第6条第1項第3号 (全員委員会での陳謝)	第5条第1項第3号
全員協議会での戒告	—	—	—	—	—	—	第10条第1項第1号 (全員協議会における戒告)	—	—
その他の措置	第10条 (審査会が必要と認める 措置その他適切な措置)	第11条	第11条 (審査会が必要と認める 措置)	第10条 (勧告その他の審査会が 必要と認める措置)	第6条第1項第1号	第8条 (審査会が必要と認める 措置)	第10条第1項第7項 (審査会が必要と認める措置) 第13条 (審査会が必要と認めた措置)	第6条第1項第3号 (その他の措置)	第7条 (その他の必要な措置)

※ 各県議会における政治倫理に関する条例(各県HP掲載)を基に作成